

**令和4・5・6年度**  
**上田市森林整備業務入札参加資格審査申請要領（中間受付分）**

令和6年度に上田市が発注する森林整備業務の入札参加を希望される方は、下記により入札参加資格審査申請書を提出してください。

すでに、令和4年・5年・6年度分を申請されている方は、今回申請する必要はありません。

記

**1 申請書の受付期間**

令和6年3月1日（金）から3月15日（金）まで（厳守）

**2 申請書の配布場所、提出先、問い合わせ先**

上田市役所 財政部契約検査課（上田市役所3階）

〒386 - 8601 上田市大手一丁目11番16号

電話 0268 - 23 - 5257 FAX 0268 - 23 - 5116

※窓口での受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。

※申請書は郵送による提出も可能です。

※申請書類は、市のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

**3 資格の有効期間**

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

**4 入札参加資格審査の申請要件**

- (1) 令和4・5・6年度の長野県の森林整備業務入札参加資格を有する事業主で、上田市内に本店を有する者。
- (2) 上田市税について未納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は上田市財務規則（平成18年規則第45号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (4) 上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

**5 資格の付与について**

- (1) 提出書類の内容を審査し、入札参加資格があると認められた者については、上田市森林整備業務入札参加資格者名簿に登録します。ただし、有効期間内であっても、参加資格要件を満たさないことが明らかとなった場合、申請書類に虚偽の記載が発覚した場合は、資格を取り消す場合があります。
- (2) 登録となった場合、市から登録の通知はいたしませんが、提出書類に不備がある場合や、登録とならなかった場合は後日通知いたします。

## 6 提出書類について

(1) 令和4・5・6年度上田市森林整備業務入札参加資格審査申請書（中間受付分）【P1～P6】

P1のみ原本 P2～P6は写し可

申請書のP2～P6は、県に提出した申請書の写しでも可です。

(2) 誓約書【P7】 原本

(3) 森林整備業務技術者名簿 写し

県に提出した「森林整備業務技術者名簿」の写しを提出してください。

(4) 技術者の雇用確認書類 写し

「森林整備業務技術者名簿」に記載されている方の雇用確認書類（健康保険証など）の写しを提出してください。

(5) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人事業者のみ） 写し可

法務局が発行する現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出してください。

提出日から3か月以内のものを提出してください。

(6) 代表者の身分証明書（個人事業者のみ） 写し可

- ① 身分証明書は、本籍地の市区町村で発行されます。
- ② 本籍地が上田市の方の身分証明書は市民課で発行します。必要な手続きについては、ホームページをご覧くださいか、市民課（Tel0268-23-5334）までお問い合わせください。
- ③ 提出日から3か月以内のものを提出してください。

(7) 上田市税の完納証明書 写し可

- ① 法人事業者は法人の完納証明書、個人事業者は代表者の完納証明書を提出してください。
- ② 上田市税の完納証明書は、収納管理課で発行します。必要な手続きについては、ホームページをご覧くださいか、収納管理課（Tel0268-23-5117）までお問い合わせください。
- ③ 提出日から3か月以内のものを提出してください。

(8) 提出確認チェック表【P8】 原本

申請者確認欄に「レ」チェックをし、必ず提出してください。

## 7 書類提出にあたっての注意事項

- (1) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、身分証明書、上田市税の完納証明書については、発行年月日が3か月以内のものを提出してください。
- (2) 申請書類の実印と記載されている部分には実印を押印してください（印鑑証明書の添付は必要ありません）。
- (3) **「令和4・5・6年度 長野県の森林整備業務入札参加資格確認通知書の写し」を申請時に必ず提出してください。（有効期限が令和7年4月30日のもの）。**